

条例の概要

いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例

1 目的 (第1条)

○緑の持続的な発揮及び活用を図るための基本となる事項を定める。

○県土の強靱化
○県民の暮らしを守り、潤いのある県民生活の実現

2 定義 (第2条)

○緑 : 森林又は樹木のうち公益的機能を有するもの
○所有者等 : 権原に基づき所有し、又は管理することができる者
○海岸防災林 : 海岸及びその近傍の土地に存する松その他の樹種からなる森林であって、飛砂、風害、潮害その他の災害を防止する機能を有するもの

3 基本理念 (第3条)

○緑の公益的機能の持続的な発揮及び活用を図るための取組は、次の3つの事項を基本とする。
(1) 緑の健全性を確保するための適正な整備又は管理（緑の整備等）に関する方針や基準を定め、緑の整備等を持続的かつ計画的に推進すること。
(2) 河川、海岸その他の公共空地における緑の整備等を推進するとともに、その持続的な管理体制を構築すること。
(3) 森林の開発その他緑の存する土地の利用に当たっては、緑の公益的機能が持続的に発揮されるよう、適正な利用が図られること。

4 各主体の役割 (第4条～第8条)

○県の責務と関係者の役割を明確化（県、市町村、緑の所有者等、県民、事業者）

5 基本的施策（第9条～第21条）

(1) 緑の整備等の推進（第9条）

○計画的な植栽、せん定、伐採に対する支援や技術的助言 等

(2) 目指すべき緑への誘導等（第10条）

○適正な人工林又は天然林に誘導するための技術的指導 等

(3) 災害に強い緑づくり（第11条）

○防災機能が高度に発揮され、又は樹木により生ずべき損害を予防するための治山対策の推進に関する助言や支援 等

(4) 海岸の緑の整備等（第12条）

○松林等の海岸防災林の整備に必要な施策 等

(5) 河川の樹木の適正な管理（第13条）

○災害の防止並びに河川環境の整備及び保全のための河川区域の樹木の適正な管理 等

(6) 道路等の樹木の適正な管理（第14条）

○道路の区域及び沿道の土地の樹木の計画的かつ適正な管理

(7) 創出した緑の適正な管理（第15条）

○茨城県地球環境保全行動条例に基づき緑化した緑の適正な管理

(8) 公園の樹木の適正な管理（第16条）

○県立公園の樹木の計画的かつ適正な管理

(9) 公共工事等における緑の保全（第17条）

○県の公共工事等において緑の有する公益的機能が健全な状態に保全されるよう配慮

(10) 緑の所有者等の意欲の高揚等（第18条）

○緑の所有者等の緑の整備等に対する意欲高揚のための情報提供と技術指導 等

(11) 県民の理解の促進（第19条）

○県公共工事等において緑の有する公益的機能が健全な状態に保全されるよう配慮

(12) 民間団体等の自発的な活動の促進（第20条）

○民間団体等が自発的に行う緑の整備等の活動を促進するための情報提供 等

(13) 人材の育成及び確保（第21条）

○林業技術者、造園技術者、樹木医等の専門的な人材の確保・育成

6 その他 (第22条～第26条)

○緑の整備等に関する計画の策定（第22条） ○市町村への支援（第23条）
○年次報告（第24条） ○推進体制の整備（第25条） ○財政上の措置（第26条）

7 施行日

公布の日